

令和7年第2回世田谷区議会定例会提出予定案件（追加）

〔令和7年5月26日現在〕

報 告 2 件

【 報 告 】

＜清掃・リサイクル部＞

（1）議会の委任による専決処分の報告（^{かばん}鞆等損壊事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

 乙（埼玉県川口市在住）

事故概要 令和7年3月13日、甲職員がごみ収集作業中に、集積所として地点登録がされていない場所にて、乙所有の荷物が入っていた透明ビニール袋をごみと誤認し、清掃工場に搬入した後に、滅失した。

損害賠償額 98, 277円

専決処分日 令和7年5月20日

＜教育委員会事務局＞

（2）議会の委任による専決処分の報告（家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

 乙（世田谷区在住）

事故概要 令和7年2月28日、区立中学校において、野球部の活動中に生徒が打撃練習をしていたところ、打球が防球ネットの隙間を抜け、乙が所有するアパートの外階段の屋根に当たった。

損害賠償額 29, 700円

専決処分日 令和7年5月20日